

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 米子市 個人

乙 境港市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金445,169円を甲に支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金47,538円を乙に支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和元年5月10日

(2) 事故発生場所

米子市富士見町二丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の普通乗用自動車を追跡した際、前方の注意を怠ったため、赤信号により停止した同車両に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。